参考

京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議開催要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、京都市における住宅宿泊事業法及び旅館業法等に基づくいわゆる民泊事業の適正な運用に関し、必要な事項を聴取し、又は助言を得るため、京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に当たって必要な事項を定める。

（委員）

第２条　検討会議の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

２　検討会議は、委員１０名以内をもって構成する。

３　検討会議に、座長及び副座長を置く。

４　市長は、委員のうちから座長及び副座長を指名する。

５　座長は、検討会議の会務を総理する。

６　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第３条　委員の任期は、原則として就任の日から２年間とする。ただし、京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針第５条第１項第４号ただし書きの規定の場合を除く。また、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（遵守事項）

第４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　委員は、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

（解嘱）

第５条　委員が本要綱に違反したときは、任期の途中であっても、市長の判断により解任することができる。

（会議）

第６条　検討会議は、市長が招集する。

２　市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、検討会議への出席、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　検討会議は、原則として公開する。

２　検討会議の公開に当たり、必要な事項は別に定める。

（庶務）

第８条　検討会議の庶務は、「民泊」対策プロジェクトチームにおいて行う。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、観光政策担当局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。